

協同組合 日本俳優連合

〔定 款〕 技术 ······ 1

【組合規約】 抜粋 3

【日俳連選挙規約実施細則】 ... 6

【定 款】抜粋

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払い込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(役員の定数)

第25条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 13人以上 16人以内
- (2) 監事 3人（内1名は員外監事とする）

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、理事、監事とも2年または就任後において開催される第2回目の通常総代会終結時までのいずれか短い期間とする。

2. 役員が死亡、疾病、その他予期せぬ事故により辞任したとき、あるいは役員定数の増加補充が必要になったときは、総代会において選挙を行なう。ただし、新規當選者の任期は現任者の残任期間とする。
3. 役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出なければならない。

(役員の選挙)

第32条 役員は、総代によって選出される。

2. 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行なう。
3. 有効投票の多数を得た者を當選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで當選人を定める。また、當選人が辞退したときは次点者をもって當選人とする。
4. 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、総代会出席者全員の同意があるときは指名推選の方法によって行なうことができる。
5. 指名推選の方法により役員の選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選挙管理委員が行なう。
6. 選挙管理委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって當選とするかどうかを総代会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって當選人とする。
7. 員外監事の推薦は、理事会が行い総代会において出席の過半数以上の同意で決定する。

(総代の定数)

第 43 条 総代の定数は、105 人とする。

(総代の任期)

第 44 条 総代の任期は 2 年とする。

2. 第 26 条（役員の任期）の規定は、総代の任期に準用する。

(総代の選挙)

第 45 条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する 組合員のうちから選挙する。

2. 総代の選挙は、連記式無記名投票によって行なう。

別 表 (地域別総代数)

地 域	定 数
東北、関東、甲信越	95 名
東海、北陸 3 県、近畿、北海道、中国四国、九州沖縄	10 名
合 計	105 名

【組合規約】抜粋

I. 組合員資格に関する規約

(除名の判断)

第5条 組合員の所在が12ヶ月以上にわたり、明らかでないときは、定款第13条（2）を適用する。

第6条 賦課金の滞納が12ヶ月以上に及び、かつ納入の催告に応じなかったときは、定款第13条（1）を適用する。

(組合員の権利停止)

第7条 組合員が本規約第5条または第6条に該当するときは、定款第13条に基づく効果が発生するまでの間、各種特典（慶弔見舞金の給付、団体生命保険への加入、会員証の交付等をいう）に関する権利を停止することができる。

V 総代選挙及び役員選挙規約

第1条 組合定款第45条に基づく総代選挙および組合定款第32条に基づき役員選挙はこの規約（補助として、選挙規約実施細則。以降、「実施細則」という）によって行う。

第2条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会（以下、選管という）を設けて行う。

第3条 選管委員（以下、委員という）の委員は、総代会において選出する。但し、止むを得ない事由がある場合は、理事会において選出することができる。

第4条 委員は、組合員又は賛助会員の中から3名に委嘱する、日併連事務局から2名の選管事務局員を理事会で決定する。

第5条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 委員が、総代選挙及び役員選挙に立候補または、就任する場合は、委員を辞任しなければならない。

第7条 選管の議事

1. 選管は、委員をもって組織する。
2. 委員は選挙管理委員長（以下、委員長という）を互選する。
3. 選管は、委員長が招集する。
4. 選管は、委員の3分の2以上が出席することによって成立する。
5. 選管の議事は、出席した委員の過半数で決定する。

第8条 選管は定款に定めるもののほか、次の事項を行わなければならない。

1. 選挙の告示。
2. 立候補の受付、締切り。
3. 立候補受理を立候補者に確認を行なう。
4. 立候補者の立候補状況を常に閲覧出来る名簿の作成。
5. 選挙成立の可否の明示。
6. 投票及び開票の立合い。
7. 当落の確認及び当選者への通知。
8. 違反行為のあった場合の当落の判定。
9. その他、選挙に必要な事項と事務。

第9条 選挙権

1. 総代選挙の選挙権は、組合員全員が有する。
2. 役員選挙の選挙権は、総代全員が有する。
3. 特別賛助会員、賛助会員及びプロダクション会員は、総代選挙の選挙権を有しない。

第10条 被選挙権

1. 総代選挙の被選挙権は、組合員全員が有する。
2. 役員選挙の被選挙権は、組合員全員が有する。但し、4項の場合は除く。
3. 特別賛助会員、賛助会員及びプロダクション会員は、総代選挙及び役員選挙の被選挙権を有しない。
4. 組合の事業と実質的に競合関係にある事業を行う団体の中核にある者は役員としての被選挙権を有しない。

第11条 総代選挙の直接選挙制度、立候補選挙制度は、理事会で決定することが出来る。

第12条 次に掲げる者は、総代選挙の選挙権及び被選挙権、役員選挙の被選挙権を有しない。

1. 成年被後見人又は、被補佐人。
2. 破産者で復権していないもの。
3. 組合規約I－第7条に該当するもの。

第13条 選挙の告示は、少なくとも任期満了の2ヶ月以前に行わなければならない。

第14条 役員の定数は定款25条に基づき理事会の協議で決定する。

第15条 選挙は、以下の方法で実施する。

1. 総代選挙は、定款第43条（総代の定数）、第44条（総代の任期）、第45条（総代の選挙）および本規約に則り選挙を行う。
2. 総代立候補者が、定数と同数もしくは定数に満たない場合、既立候補者に関しては無投票当選とする。定数に満たない場合の総代数に関しては、直ちに被選挙権を有する組合員を対象とした直接選挙に切り替えるものとし、その実施細目については、理事会と協議の上、決定に基づき選管が行う。
3. 定め無き事項については以下の役員選挙の方法を準用する。
4. 役員選挙は、以下の方法で実施する。
 - (1) 役員選挙は、本規約に則り行う。
 - (2) 組合員全員から立候補及び推薦により、定められた役員の定数以上の候補者を募り、その候補者の中から、総代による投票によって選挙する。
 - (3) 組合員2名以上の連署による役員候補の推薦があった場合、選管は、本人の承諾書を提出させ推薦候補としなければならない。
 - (4) 自薦するものがあった場合は、自薦届出書を提出させ自薦候補としなければならない。
 - (5) 投票は、1人1票、定数以内の無記名連記制による。
 - (6) 投票は、選挙事務所において行う。但し、郵送による投票を認める。
 - (7) 投票用紙は、選挙期間中、選挙事務所において交付する。
 - (8) 告示より立候補締切までの期間は、15日以上とし、投票期間は、15日以内とする。
 - (9) 開票は、立会人2人以上の立合いを求めて行う。尚、立会人は立候補者であってはならない。立会人は理事会にて選任し委員長が委嘱する。
 - (10) 候補者が役員定数と同数の場合は、信任投票を行い、総投票者の過半数の支持がなければならない。

- (11) 次の投票は無効とする。但し、効力判定に困難、または疑義のある時は、立会人の意見を聞いて、委員長が決定する。
- ① 所定の用紙を用いていないもの。
 - ② 人名が何人か確認しがたいもの。
 - ③ 選挙される役員の氏名の他を記載したもの。但し、職名、敬称、その他全体として投票の意図を傷つけないものはこの限りではない。
 - ④ 規約の手続きをふんでいないもの、または、指定の書式によってないもの。
- (12) 当選者は、得票数の多い順により当選者とする。
- (13) 得票同数者が当落線上にある場合は、抽籤によって、当選者を決定する。
- (14) 委員長は、当選者が確定した時は、その旨を当選者に告知しなければならない。
- (15) 当選者は、当選告知を受けた日から、15日以内に、委員長に役員就任承諾書を提出するものとする。
- (16) 当選者が止むを得ない事由により当選を辞退しようとする時は、当選告知を受けた日から10日以内に、委員長に申し出なければならない。
- (17) 前条の期間に当選者が役員就任を辞退した時、または役員の資格を失った時は、次点者を当選者とする。尚、次点者が複数の場合は、抽籤によって当選者を決定する。
- (18) 当選者が役員就任を承諾した時は、委員長は直ちにその氏名を公示すると共に、書類をもって理事長に報告しなければならない。

第16条 役員の定数に足る役員就任者を得ることが出来ない場合は、選管は、理事会と協議の上、速やかにその不足人員について選挙を行わなければならない。

第17条 役員候補者が定数に満たない場合、既立候補者に関しては信任投票を行い、総投票者の過半数の支持がなければならない。定数に満たない役員数に関しては、直ちに被選挙権を有する組合員を対象とした直接選挙に切り替えるものとし、その実施細目については、理事会と協議の上、決定に基づき選管が行う。

第18条 理事、監事については、定款第25条の定数の5分の1を超えるものが欠けた場合に限り、補欠選挙を行う。

2. 補欠選挙については、前各条を準用する。

第19条 定款及びこの規約に定めのない事項については、理事会の決定に従う。

第20条 この規約の改廃は、総代会において行う。

- 第21条
- 1. この規約の変更は、総代会で審議し決定する。
 - 2. この規約は平成23年11月1日より施行する。
 - 3. この規約は平成25年11月1日より施行する。
 - 4. この規約は2019年11月1日より改正施行する。
 - 5. この規約は2021年11月1日より改正施行する。
 - 6. 2024年11月29日認可。
 - 7. この規約は2025年11月1日より改正施行する。

「日俳連選挙規約実施細則」

<目的>

第1条 本細則は、総代並びに役員の選挙に関して、組合規約V（以下、選挙規約という）を補完する目的で設けるものである。選挙は、選挙規約により執行し、選挙規約に定めのない事項は本細則により補う。

<選挙管理委員会と選挙管理事務局>

第2条 選挙管理委員会（以下、選管という）は、本組合の全ての組織から独立している組織とする。

2、組合規約V・第3条で指名を受けた選挙管理委員（以下、委員という）は、理事会の要請により委嘱後直ちに選管を開催する。

① 選挙管理委員長（以下、委員長という）を互選する。（選挙規約第7条第2（削除）に則って）

② 選挙スケジュールを作成する。

③ 選管は、選挙公報にて告示する。（本細則第8条に則って）

④ 発送に於いて、記載記事及び同封する必要書類等に不備がないかリストに従って確認する。

3、本細則に定めのない事項は、選管と理事会で協議し決定に基づき選管が行う。

4、選挙規約、同実施細則の具体的な実施は選管が行う。

5、選管事務局は、実務実施の方法について委員長に意見できる。

6、選管並びに選管事務局は、本実施細則第9条以外の選挙運動に関与してはならない。

7、選管は選挙記録を作成し、選管事務局に保管すると共に総代会において選挙結果を報告する。

8、選管は、必要があれば、選挙制度について、理事会に勧告することができる。

<総代選挙実施方法の確定>

第3条 総代選を直接選挙とするか立候補制とするか、少なくとも選挙の告示日の3か月前には理事会で決定するものとする。

2、選管事務局は、選挙に関する郵便物等は、全て組合員の届け出先へ送付することを原則とする。

<定員の確定>

- 第4条 総代の定数は、定款第43条及び第45条別表による。
- 2、総代選挙は、地域毎に定数以上の候補者を立て選挙を行うことを原則とする。
 - 3、役員の定数は定款第25条に則り、少なくとも告示の3か月前までに理事会が決定する。

<選挙人の確定>

- 第5条 選挙規約第9条の選挙権の確定は、告示前に行われる理事会で組合員であることを認められたものを以ってする。

<選挙人・被選挙人の確認>

- 第6条 総代選・役員選共に、前条により理事会開催日当日の会員であること。
- 2、選挙規約第10条、第12条に適合することを確認の上手続きを行う。

<投票用紙の発注と検数>

- 第7条 投票用紙の印刷発注は、印刷枚数を指定し、納品書に枚数を正確に記入し納入するよう指定する。
- 2、発送に際し、発送枚数と残数を確認し、封印して保管する。
 - 3、投票用紙の再発行は行わないことを原則とする。

<告示の要件>

- 第8条 総代選挙・役員選挙を行う場合の選挙公報には、以下の事項を明示する。
- ・総代、役員の役割を明示。
 - ・発送日（直近に行われる理事会で有権者の確定を行う。）の明示。
 - ・選挙スケジュール（立候補受付期間、公示期間、投票期間）の明示。
 - ・定員（地域毎に）の明示。
 - ・任期の明示。
 - ・選挙規約第10条、第12条の被選挙権のないものを明示。
 - ・総代選挙の立候補制での立候補届け出の方法は、所定書類の郵送・FAX又は選管事務局持参とする。
 - ・役員選挙の場合は、郵送又は選管事務局への持參とすることを明示。
 - ・総代選挙、役員選挙とも、郵送の場合は、〆切日までの消印まで有効とすることを明示。

- ・総代選挙の直接選挙では、当該地域ごとの組合員全員の名簿を被選挙人として明示。
- ・選挙運動は、本実施細則第9条により行わなければならない事の明示。
- ・選管は、選挙規約第10・12条の要件を満たし、立候補届を受理した旨を立候補者に連絡することを明示。
- ・選管委員および選管事務局員名の明示。

<選挙運動>

第9条 選管は、選挙運動について、以下のように定める。

- 2、選管は、希望があった場合立候補者に選挙人名簿（50音別氏名、事務所別氏名、若しくは両方）を開示する。
- 3、選管は、選挙の立候補の弁に虚偽、事実の歪曲、個人攻撃、誹謗中傷等と思われる場合、選管は、立候補者に連絡の上、内容の記載の変更を求めることが出来る。
- 4、立候補者または支持者が発信する選挙用印刷物等の内容は、本条第3項に準ずるものとする。
- 5、選管は、選挙用印刷物等が本条第3項に違反することを知り得た場合、立候補者の立候補あるいは当選を取り消すことができる。ただし、就任後に知り得た場合は、理事会に報告し、該当者の扱いの判断は理事会に委ねるものとする。

<立候補届け出用紙記載の方法>

第10条 総代選挙の場合、立候補の弁は公報に記載することを要しない。

- 2、役員選挙の場合、役員選挙公報で立候補者は立候補の弁を述べると共に、写真を掲載することを原則とする。写真掲載を希望しない場合は省略することが出来る。
- 3、役員選挙の場合、推薦候補者の推薦人は、推薦理由を推薦書に記入しなければならない。推薦の弁は公報される。
- 4、総代選挙及び役員選挙の立候補届は、それぞれの立候補届け出用紙に必須事項を正しく記載し届け出るものとする。
- 5、本名、芸名の記名は、本人が署名することを原則とするが、本人の了解があれば、ロケーション、旅公演などやむを得ない場合は、代理人による署名も可とする。推薦の承諾についても同様とする。

<立候補受理手続き>

第 11 条 立候補受理順に（総代選挙の場合は地域ごと）名簿を作成し、選管事務局に備えると同時に告示期間から投票終了時まで電磁的方法にて、立候補状況を組合員に開示する。

<開票立会人の選任>

第 12 条 選管は、立候補が締め切られた時点から投票期間終了までに理事会にて選任された 2 名以上 5 名以内の開票立会人を、委員長名で委嘱し記録する。開票立会人は立候補者でない組合員、職員、賛助団体及び関連団体関係者とする。

2、立会人は、開票に立ち会うことで知りえた情報を漏らしてはならない。

<投票方法>

第 13 条 総代選挙は、定款第 45 条に基づき各地域ごとに無記名 10 名連記とする。

2、役員選挙は、理事会で定めた役員定数内の無記名連記とする。

<投票>

第 14 条 総代選挙、役員選挙とも投票期間前の投票も有効票として選管事務局にて保管する。

2、総代選挙、役員選挙とも投票は郵送・選管事務局持参で行う。FAX は無効とする。

3、選管事務局は毎日の投票数を記録し、施錠した投票箱に納め保管する。

4、投票締め切りは、郵送を含め、取り決めた締め切り日の 18 時を厳守するものとし、以降の投票は無効とする。

<開票>

第 15 条 投票期間終了の翌日以降、一週間以内に開票を行うことを原則とする。

2、選管委員・選管事務局・開票立会人 2 名以上 5 名以内の立会いの下、投票期間中の投票受付数と投票実数とを合わせ開票を行う。

<当選通知>

第 16 条 当選者に対し、当選通知とともに就任承諾書の提出期限・辞退の期限も併せて通知する。

<就任承諾・辞退>

- 第 17 条 役員選挙の当選者は、就任承諾書を、当選通知書発送日の翌日から 15 日以内に提出しなければならない。また、就任承諾書の提出の期限までに提出されなかった場合、選管が就任承諾書の提出について確認する。
- 2、選管は、当選通知発送日の翌日から 10 日以内まで就任辞退を受付ける。
- 3、就任承諾があった場合、速やかに理事会に報告し、承諾者に対しての扱いは選管の手を離れ、理事会に委ねるものとする。
- 4、就任承諾後に定数割れを生じた場合、理事会でその対応を協議する。

附 則

- 第 18 条 この実施細則の改廃は、総代会にて行う。
- 第 19 条 1、この実施細則の変更は、総代会で審議し決定する。
- 2、この細則は令和元年 11 月 1 日より施行する。
- 3、この細則は令和 2 年 10 月 30 日より改正施行する。
- 4、この細則は令和 7 年 11 月 1 日より改正施行する。

選管は、判断しにくい事項については、「公職選挙法」の精神を参考にして判断する。

